



# 色彩心理学療法士資格養成コース 受講申込書

日本色彩心理学研究所  
教育・研修部門

## 受講登録欄

※ 受講登録欄は、黒 または 青 のボールペンで太枠内を正確にご記入ください。

※ お申し込みの講座を確認の上、チェックを入れてください。

3 級 養成コース

2 級 養成コース

1 級 養成コース

お名前(漢字)	姓	名				
	セイ	メイ				
(フリガナ)						
生年月日	西暦	年	月	日生	性別	男 ・ 女
現住所	〒					—
TEL	電話番号 1 (連絡が付きやすいもの)		電話番号 2			
メールアドレス						
※ 連絡をする際にご希望の連絡方法(複数回答可) (電話番号 1 ・ 電話番号 2 ・ メール ・ 自宅郵送) (緊急の連絡の場合は、希望にそえない場合もあります。予めご了承ください。)						

## 受講動機記入欄

なぜ学びたいと思ったのか、欄内にご記入ください。

## 過去受講歴について

過去に当研究所の開催する講座にご参加されたことがある方にお尋ねします。  
講座名、その講座に参加した年、月(覚えていない場合は年のみでも)をご記入ください。

例) 「色とところの入門講座」 2016 年 8 月から 3 ヶ月間



本約款は、一般社団法人日本色彩心理学研究所（以下「甲」という）が実施する色彩心理学療法士養成講座（以下「講座」という）に適用される条件を定めたものです。講座を受講しようとする者（以下「乙」という）は、本約款に同意したうえで受講の申し込みを行ったものとします。

## 第1章 総則

講座受講の目的は、各自の学びを深めるところにあることをご確認ください。甲が講座において提供する教材、及び指導内容は、甲が独自に開発したものであり、当該教材及び指導内容に係る全ての知的所有権は甲に帰属します。乙は、これらの内容や受講中に配布された教材等は全て、一切、二次使用（複製・変更・改変・リバースエンジニア・サーバーへのインストール・第三者への賃貸・貸与・譲渡・担保権の設定等）をすることはできません。

## 第2章 受講申込

1. 受講申込書を甲が受領した日を受講申込日とし、内容確認、所定金額の入金確認をもって初めて正式な申込みとします。銀行振込で入金いただいた場合、入金確認までに銀行営業日で2日以上かかる場合があります。
2. 甲が定める支払い期日までに支払い確認ができない場合、その受講申込書は無効とします。

## 第3章 受講契約の成立

受講契約は、乙が甲に講座受講申込書を提出し、講座受講料を支払った後、甲が乙の受講を承諾した旨の電子メールを送信、または書面を発送した日に成立するものとします。

## 第4章 講座の実施

甲は、受講案内記載の日時に講座を実施します。ただし、自然災害などやむを得ない事情がある場合には、日時を変更または代替措置を取ることとします。

## 第5章 受講の条件

1. 乙の年齢が受講開始時点で満20歳以上であること。
2. 乙は、講座での有効な、かつ効果的な療法や技法の習得と訓練の実践を図るため、現在並びに過去において心療内科、及び精神科等において医療的行為の対象となっている場合、受講申込み前に必ず甲に相談すること。但し、乙が心療内科及び精神科等において、医師による医療的判断が下されている場合、甲はそれらの病名を鑑み、それを尊重し、乙に対して、色彩心理学療法士としての養成は行わないこととします。
3. 乙がメンタルヘルス不調で治療中の場合には、次の条件を満たすことが必要です。
  - ①受講申込み前に必ず甲に相談し、主治医の書面による許可（診断書等）および講座受講に関する同意書を提出すること。
  - ②乙が就業している場合には、メンタルヘルス不調による欠勤または休職中ではないこと、復帰後は業務上の措置が解除されていること。または就業していない場合においては、主治医が就業可能な状態であると判断していること。
4. 乙が、受講中にメンタルヘルス不調となった場合、直ちに甲に申告し、主治医の書面による許可（診断書等）及び講座受講に関する同意書を提出することとします。
5. 甲が開催する講座を受講できるのは、受講申込み者本人のみとします。代理受講は認めません。

## 第6章 受講料・教材費の支払い

1. 乙は、講座を受講するに当たり入学金 33,000 円（税込）の支払いが必要となります。なお、入学金は理由の如何を問わず、一切返金できません。また、講座修了後から2年以内に、甲が開催する色彩心理学療法士養成講座への申込みを行う場合、入学金は免除となります。2年を過ぎてから申込みを行う場合は、再び入学金が発生します。
2. 乙は、講座を受講するに当たり教材費 17,600 円（税込）の支払いが

必要となります。なお、教材費は理由の如何を問わず、一切返金できません。

3. 乙は、講座を受講するに当たり、甲が定める受講料の支払いが必要となります。尚、受講料の額は、講座ごとに別途定めるものとします。
4. 受講料、入学金、教材費の支払いは、甲が指定する期日以内に、甲が指定する銀行口座への現金での一括振込、または甲が指定する回数での分割振込で行うものとします。また、銀行振込に要する銀行手数料およびこれに対応する消費税等相当額は、乙の負担とします。尚、振込は必ず受講者本人の名義で行うこととします。

## 第7章 教材の紛失、損傷

教材の紛失・損傷等、甲の責を負わない理由により新しい教材を希望する場合、教材費と別途手数料が発生し、これらは乙の負担とします。

## 第8章 通知

1. 乙は、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等を甲に正しく伝え、その内容に変更が生じた場合、遅滞なくその旨を甲に通知しなければなりません。変更の通知がない場合、甲は乙に送付すべき郵便物は受講申込書に記載された乙の住所宛てに発送すれば足り、その郵便物は通常到達すべき時に到達したものとみなします。乙に発送された郵便物が乙の不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に到達したものとみなします。
2. 乙の通知した電話番号等の情報が不正確であったために、乙に不利益があった場合、甲は責任を負いません。
3. 甲の管理の及ばない機器、システム、設定等の事由により、案内が受領できなかった場合、甲は責任を負いません。

## 第9章 受講契約の解除

1. 開講前の受講契約の解除は、書面により行うものとします。
2. 受講契約の解除は、以下の基準を適用します。
  - ①開講日14日前の応当日までの申し出については、乙の支払った受講料金の70%に相当する金額を返還します。
  - ②開講日14日前の応当日を経過し開講日7日前の応当日までの申し出については、乙の支払った受講料金の40%に相当する金額を返還します。
  - ③開講日7日前の応当日を経過し開講日前日までの申し出については、乙の支払った受講料金の20%に相当する金額を返還します。
3. いずれも返金は、乙の指定する銀行口座への振込で行うものとします。その際の振込手数料等は乙の負担とします。なお、入学金、教材費、受講登録費、設備費については、理由の如何を問わず一切返金できません。
4. 甲は、乙が以下のいずれかに該当すると判断した場合、乙の同意なしで受講契約を解除することができます。この場合、受講料金は返金しません。
  - ①乙が犯罪行為、反社会的行為または著しく公序良俗に反する行為をしたとき。
  - ②乙が受講中に講師、実技指導者等の指示に従わず、または講座の進行に支障を及ぼすなど、乙の受講態度等が適切でないと甲が判断したとき。

## 第10章 受講契約の途中解約

1. 開講日以降は、以下の場合を除き、原則として乙から受講契約の解除はできません。
  - ①乙が受講不可能な地域へ転居する場合。
  - ②乙が事故または重大な心身の疾病によりそれ以降の受講が不可能になり、かつ医師の診断書が提出された場合。但し、第5章第2項、及び第3項に定める状態にあったにも関わらず、同項に定める条件を満たさずに受講を開始し、かつメンタル不調により受講が不可能になった場合、本項は適用されません。
  - ③乙が死亡した場合。
2. 前項による途中解約の場合の返金額は、乙の状況に応じた協議の末、甲が決定します。甲は、可能な限り乙の状況を配慮し返金

額の決定を下すものとします。

#### 第11章 講座の中止、変更、終了について

1. 開講日が設定されているクラスで、受講者が2名に達しなかった場合は、講座の開催を中止し、講座日程を変更する場合があります。その場合、甲は、乙が甲に通知した最も新しい連絡先に、電話または電子メールで連絡をします。乙の通知した電話番号等の情報が不正確であったために、乙に不利益があった場合、甲は責任を負いません。変更後の講座日程については、可能な限り乙に配慮し決定するものとします。

2. 受講申込締切日を迎え、受講希望者が一定数に満たない場合、開講を中止することがあります。その場合、甲は、開講中止が決まった時点で速やかに乙に連絡を入れ、受講料の返金、あるいは、他の日程で開講が決まっている講座への振替をします。尚、返金については、乙の指定する銀行口座への振込とします。

3. 講座の進行状況によって講座予定が変更となることがあります。

#### 第12章 休学について

乙は、病気やその他のやむを得ない理由で、引き続き3か月以上の長期に渡り欠席する場合は、その旨を速やかに甲に伝えることとします。休学理由について、甲が認めた場合のみ、在籍期間を延長することができます。

#### 第13章 色彩心理学療法士3級養成講座

1. 色彩心理学療法士3級養成講座（以下「3級養成講座」という）は、心と色のメカニズムについて語れる人材の養成、及びくれよんを使った2種のワークを使用した色彩心理学療法の修得を目的とします。

2. 在籍期間は3か月とします。

3. 3級養成講座修了における必要履修項目は、別紙カリキュラム資料に規定する通りとします。

4. 受講形態はクラス制とし、定員は3～10名とします。

5. 乙は、原則として、別紙カリキュラム資料に記載されている日程通りに全ての講座を受講することとします。万が一欠席する場合は、乙は速やかにその旨を甲に必ず伝えなければなりません。

#### 第14章 色彩心理学療法士2級養成講座

1. 色彩心理学療法士2級養成講座（以下「2級養成講座」という）は、自分をよく知ることを通して、来談者の心に寄り添える人材の養成、及び絵の具を使用しての色彩心理学療法の修得を目的とし、それに伴う心理学知識の習得とイメージの扱い方や分析方法も学びます。

2. 在籍期間は8か月とします。

3. 2級養成講座修了における必要履修項目は、別紙カリキュラム資料に規定する通りとします。

4. 乙は、講座を受講する場合は、必ず前もって受講予約をすることとします。尚、予約はWEBまたは電話にて行うものとします。

5. 受講予約をキャンセルする場合、乙は速やかにその旨を甲に必ず伝えることとします。

#### 第15章 色彩心理学療法士1級養成講座

1. 色彩心理学療法士1級養成講座（以下「1級養成講座」という）は、色彩と心との関係への考察力と、道具に関わらず色彩心理学療法を扱い、心理支援活動を柔軟に行える人材の育成、及び色彩心理学療法士3級を養成できる人材の育成を目的とします。

2. 在籍期間は8か月とします。

3. 1級養成講座修了における必要履修項目は、別紙カリキュラム資料に規定する通りとします。

4. 乙は、講座を受講する場合は、必ず前もって受講予約をすることとします。尚、予約はWEBまたは電話にて行うものとします。

5. 受講予約をキャンセルする場合、乙は速やかにその旨を甲に必

ず伝えることとします。

#### 第16章 修了認定

乙が、甲の指定する在籍期間内に所定受講時間数および課題学習等を修了したとき、または甲の指定する補講等を受講し修了要件を満たしたときには、受講を修了したものとみなします。なお、補講受講に必要な費用は乙の負担とします。

#### 第17章 色彩心理学療法士資格認定試験

1. 甲が定める各級養成講座カリキュラムを全て受講、かつ提出課題修了と認められた者にのみ色彩心理学療法士資格認定試験の受験資格が与えられます。

2. 乙は、色彩心理学療法士資格認定試験を受験するに当たり、甲が定める受験料の支払いが必要となります。尚、受験料の額は、各級ごとに別途定めるものとします。

3. 色彩心理学療法士資格認定試験の受験に必要な費用は、全て乙の負担とします。

#### 第18章 資格の認定

講座受講修了後、試験合格、登録手続き、認定料・会費の支払い等の甲が定める要件を満たした場合にのみ、その資格認定がなされるものとします。

#### 第19章 受講に関する支援

1. 講座は、原則的に日本語で行い、他の言語による通訳サポートはいたしません。

2. 受講にあたり補助・介護など特別な支援を必要とする場合には、甲の事前の承諾を得るものとし、それに関わる費用、手配は乙の負担とします。

#### 第20章 著作権

1. 講座に関する著作権は、甲または使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。配布するテキスト、その他一切の教材の複写複製または他で使用することはできません。

2. 乙は、講座内容を録音、録画することができません。録音、録画に関して特別に甲の許可があった場合でも、それを複写複製または他で使用することはできません。

3. 乙は、講座内容をインターネットや出版物等を通じ公表することはできません。

#### 第21章 知的財産所有権の保護、商標の保護（学品の品質保全）

1. 乙は、講座において提供される全ての教材、及び指導内容について、コピー・複製・変更・改変・リバースエンジニア・サーバーへのインストール・第三者への賃貸・貸与・譲渡・担保権の設定等をすることは出来ません。乙がこれらの行為を行った場合、甲は本約款に基づく契約を解除することができるものとし、乙は、当該行為により、甲が被った損害を賠償するものとします。乙が資格所有者の場合、その資格は失効となります。本条項は、本約款に基づく契約の修了もしくは解約、または受講申込みのキャンセルに係らず存続します。

2. 甲が開催する講座で使用する教材、及び、著作物は、原則として、甲の創作によるものであり、それらに関する著作権、その他の知的財産権は、甲に帰属するものとします。

#### 第22章 知的財産権・商標等の取り組み

1. 甲の展開する講座については、あくまで乙個人の利用の目的、個人の学習の目的のみに開示するものであり、甲の許諾なくして、他の営利目的に利用（改変を含む）することはできません。

2. 甲の施設内で実施する色彩心理学療法内容及びワーク学習内容、及び色彩心理学療法方法及びワーク方法（手順及び材料利用等）についての知的財産権は甲に帰属しており、あくまで乙個人の利用にのみ限定しているため、他の営利目的に利用（改変を含む）することはできません。

第23章 資格取得過程や専門課程、色彩心理学療法士養成コースにおける知的財産権・商標等の取り扱い

資格取得過程や専門課程、色彩心理学療法士養成などの養成課程における学習教材についての知的財産権は甲に帰属しており、あくまで乙個人の利用にのみ限定しているため、いかなる場合においても利用することはできません。

第24章 色彩心理学療法士など資格取得者の展開における知的財産権・商標の取り扱い

学の品質維持及び甲、及び色彩心理学療法士等の資格者の知的財産権の確保のため、甲の有する講義資料及び色彩心理学療法内容及びワーク学習内容及び色彩心理学療法方法及びワーク方法（手順及び材料利用等）等は、甲が授与した対応する資格者のみが、甲の許諾取得の上で利用できるものとする。

第25章 保証についての免責

1. 甲は、受講者が個別講座の知識もしくは技術を習得すること、または資格を取得することを保証しません。
2. 甲は、講座の内容を利用して受講者がおこなう事業が商業的に成果を上げることを保証しません。
3. 甲が開催する講座内容は、医療行為・治療行為を行うものではありません。乙は、現在治療中の場合、受講契約前に必ず甲に相談することとします。

第26章 免責事項

甲の責めに帰さない事故ならびに講座を実施する施設内において生じた盗難および紛失などについて、甲は責任を負いません。

第27章 情報保護

1. 乙は、甲が個人情報を以下の各号に定める目的（以下「個人情報の使用目的」という）に、利用することを同意するものとします。また、乙の了承なく、個人情報の使用目的以外での使用はいたしません。

- ①甲が運営する色彩心理学教育や色彩教育に係る各種イベント・講座・教材等のご案内のため
- ②上記事項の運営上必要な連絡のため
- ③より効果的な指導を行うため
- ④アンケートや感想などの意見を伺うため
- ⑤統計的資料を作成・分析するため
- ⑥上記各号の他、受講生から事前に同意を得た目的

⑦甲では、第三者が個人情報に不当に触れることがないよう合理的な範囲で、善良なる管理者としての注意を払って厳重に管理いたします。尚、甲は個人情報の使用目的が達成され、継続して個人情報を保管する必要がなくなったと判断した場合、個人情報を消去するものとします。

2. 乙は、個人情報の提供時に、正確な個人情報を甲に提供するものとします。

3. 乙は、すでに甲に提供している個人情報に変更が生じた場合、速やかにかかる変更を甲に対して届け出るものとします。

4. 甲は、個人情報の提供者の了解を得ることなく、個人情報を第三者に開示することはありません。但し、個人情報の使用目的範囲内で個人情報を利用するに当たり、必要な業務を委託する協力会社に対し、厳重な個人情報管理を求めた上で個人情報を開示することがあります。また、司法機関または行政機関等から法的義務を伴う要請を受けた場合も、個人情報を開示することがあります。

5. 個人情報の使用目的にかかわらず、乙は個人情報を利用しての甲からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、甲に対してその旨請求できるものとし、甲はかかる乙の請求に応えるように努めるものとします。但し、かかる甲からの情報の提供や問い合わせが、乙の履修する講座に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。

第28章 責任の制限

講座に関連する乙の請求に対する甲の累積的責任は、講座受講料を上限とします。

第29章 禁止事項

受講者は、以下に掲げる行為を行わないものとします。

- ①甲に帰属する著作物をコピー・複製すること。
- ②講座内容の録音または録画、講座内の写真撮影等。
- ③講師、実技指導者、その他甲に関係する者、または他の受講者に対する侮辱的言動または暴行、傷害、脅迫。
- ④甲に対する業務妨害。
- ⑤講義内容の開示または漏洩。
- ⑥甲に無断で、乙以外の第三者に講座を受講させること。
- ⑦受講契約が成立していない講座を受講すること。
- ⑧他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）等、教室内での営業行為。
- ⑨その他、甲がカリキュラムまたは業務の支障となると判断した行為。

第30章 受講資格の失効

以下のいずれかの事由に該当した場合、乙は講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに甲が開催する如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料金は一切返金しません。

- ①本規約又は法令に違反した場合
- ②甲の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合
- ③公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- ④甲の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- ⑤甲又は甲の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- ⑥受講申込み、その他甲に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- ⑦甲の事業活動を妨害する等により、甲の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第31章 利用規約の変更

1. 甲は以下の場合に、甲の裁量により、利用規約（約款）を変更することができます。

- ①利用規約の変更が、乙の一般の利益に適合するとき。
- ②利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 甲は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日をウェブサイト（URL：<https://colorpsychology.jp/>）に掲示し、または乙に電子メールで通知します。

3. 変更後の利用規約の効力発生日以降に乙が講座を受講したときは、乙は利用規約の変更同意したものとみなします。

第32章 義務

乙と甲は、本約款に定めのない事項については、双方とも誠実に対応することとします。

第33章 管轄裁判所

本契約に関して問題が生じた場合は、神戸地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。